

第3回補助金等検討委員会議事録（要旨）

1. 開催日時 令和2年2月26日（水） 午後1時30分～午後4時00分
2. 開催場所 筑後市役所 303会議室
3. 出席者
 - (委員)
明石 照久 委員長、鶴 弘之 委員、馬場 範夫 委員
 - (事務局)
長野 秀文 財政課長、木庭 雄二 財政課員
下川 尚彦 防災安全課長、田中 守 防災安全担当係長
深町 浩一 福祉課長、東 尚人 市民相談・年金担当係長、三森 雅之 生活保護担当係長
中野 弘之 農政課長、江崎 紀彦 農業振興担当係長、荒谷 純子 農業政策担当係長
 - (コンサル)
佐々木 央 （富士通総研）
4. 議題
 - (1) 個別補助金の審査について
事務局：交通遺児を支える会補助金について説明
委員：交通遺児を支える会の補助金人口割基準表は、いつ頃、どのような考え方に基づいて作成されたものか。
事務局：福岡県が主体となって作成されたと聴いている。
委員：筑後市の補助金は、なぜ定額の3万円を過去から交付し続けているのか住民に説明できなければならない。この補助金については、人口割基準額どおり交付されていない市町村もあり、事実関係を明らかにする必要がある。また、交付していない2団体については理由も不明であり、補助金の必要性が問われることになる。
委員：補助金人口割基準表が市と町村で違う理由も明らかにしてもらいたい。
委員長：委員から出された意見に関して、内容を精査し資料を提出してもらう必要があるが、この団体が行う事業がどれほど交通遺児の支援になっているのか分からないところがあり、人件費の財源のために集めているのではないかと見られる恐れもある。この点も明らかにする必要がある。
コンサル：財源の大きい市が基準額の4割前後に止まっていることに対して補助団体が放置していることについては改善してもらわないと説明がつかない。おかしいところは団体自らが正していくよう努力を促すための市の対応も必要である。
委員長：これまでの委員の意見に対して整理してもらい、改めて審査を行うこととする。
事務局：社会福祉協議会補助金について説明

委 員：補助金額が人件費に見合うように、過去3カ年増加している理由と、補助金の必要性を検討するうえで、事業毎の職員体制中補助対象者はどのような考え方に基づいているのか明らかにしてもらいたい。社会福祉協議会の存在や行っている事業の必要性は十分理解しているが、全体事業に対して市が補助をしている説明を住民に対して、しっかり説明しなければならない。

委員長：社会福祉協議会は、組織及び事業の性質上、公的側面が非常に大きく、民間団体でありながら財源の中で補助金が大きな割合を占めていると回答されているが、社会福祉協議会が市と連携しながら、どういうところに力を注いで市民の福祉の向上に役立たせようとしているのか、市の委託事業と市でカバーできない社会福祉協議会独自の福祉事業を整理して補助金の必要性を説明する必要がある。

コンサル：整理する際には、市の委託事業や介護保険等収益事業を除いた事業の内容と職員体制、その中の補助対象の根拠を明らかにしてもらいたい。

委 員：職員体制のほかに補助金を交付している職員の給与水準の妥当性も検討が必要ではないか。また、社会福祉協議会決算の法人単位貸借対照表において、資産の部6億5千5百万円のうち約4億円が預金であり、資金としては潤沢な状況にあると思われる。また、サービス活動事業区分では、1千百万円の利益が出ている。公益的事業であり自由に資金移動はできないと思うが、このまま高額な人件費補助を続けていいのか検討が必要である。

委員長：これまでの人事費に関する委員の意見に対して資料提出をお願いする。

事務局：シルバー人材センター運営費補助金について説明。

委 員：国が補助するときの補助基準額はどのような計数を使って算出されているのか。

事務局：会員数と就業延人員数の実績により筑後市のランクが決まり、そのランクで国の補助限度額が定められている。国の補助金は、ランクごとの補助限度額内で自治体が補助する場合に同額が交付される。

委 員：この補助金を支出する必要性は何か。

事務局：法律で定められている事業でもあるが、市としても高齢者福祉の一環としてシルバー人材センターの活動意義があると考えている。

委 員：活動意義は理解するものであるが、なぜこの補助金額となっているのか根拠は明らかにしていただきたい。

委 員：これからシルバー人材センターの活動として、65歳までの継続雇用が定着する中で、基本的に企業にそのまま勤める方が多くなり、その後、高齢になった皆さんのが望む仕事が果たしてあるのかと考える。シルバー人材センターの皆さんはよく頑張っていると思うが、今後、市民のニーズとマッチしていくのかという疑問が残る。そういう中で補助金を出すということに対して、根拠の説明は難しいところもあるが、平成29年度から固定化されているこの補助金の根拠は、市民に説明できるようにしなければならない。

コンサル：何を評価するのかという点では、60歳以上の人に対する会員数を他市と比較することでシルバー人材センターが機能しているかを見る事ができる。また、経常収益に占める補助金額の割合を見ると比較的低い方で、受託事業を頑張っているということになる。経常収益に占める会員への支払い配分金の割合を見ると上の方であり、少ない職員で頑張って会員の皆さんにお金が行き渡るようにされている。組織の効率性の観点からいうと、広域圏の中では筑後市は比較的頑張っているということが資料から読み取れる。また、委員からの意見があったように、定年延長で現役の年齢が上がっていく中で、シルバー人材センターの位置づけ、役割を市としてどう捉えるかという政策的なところも考慮する必要がある。

委員長：これまでの委員の意見に対して資料提出をお願いする。

事務局：筑後市土地改良区補助金及び筑後北部土地改良区補助金について説明。

委員：市民の方から、この補助金について、なぜこれ程の金額を市は補助しているのか聽かれたとき、どのように答えられるか。

事務局：農業の振興と農地の維持管理が大前提としてある。土地改良区では農地面積で反当2千5百円や1千円を徴収しているが、市から何らかの補助をしないとなると、その分生産者・農家の負担が増えるということになるので、農業の振興という目的で土地改良区へ補助をしている。また、制水門、ポンプ、農地の維持管理は、防災・減災の観点から水の調整機能が重要になっているので、このことも併せて農家の負担軽減を図るものである。

委員：この補助は人件費補助であるが、対象の事務局長の人件費はどのようにして決められているのか、他の市を見ても様々になっている。このことも含めて市がこの補助金額を出す根拠、理由を整理していただきたい。

委員：筑後市土地改良区と北部土地改良区の事務局は、同じ場所で同じような業務をしていて事務局長が兼務でもあるならば、一緒にして職員の縮減等見直しができるのではないか。そうすれば、人件費としての補助金額を抑えることも考えられる。

委員：この土地改良区の業務に対する職員の適正規模も考える必要があろう。

コンサル：所管課としては土地改良区の合併を促してきた経緯もあり、もっと効率化できるという問題意識を持って取り組まれているので、これはいいことだと思われる。効率化でいえば、適正な業務量に基づいた職員削減のほか勤務日数の縮減も考えられる。

委員：職員人件費に対する補助が100%になっているが、これを例えれば50%にできないのか、補助割合を減らすことでの合併への機運につながることも考えられる。

委員長：土地改良区は面的整備の段階では業務量は多く大変だと思うが、施設管理に入ると状況は変わるので、委員からの意見のように統合等効率化も検討事項になる。これまでの委員からの意見に対して整理をしていただきたい。

以上、審議終了